

危険物規制事務審査指針

宇都宮市消防局

第1章 総則

第1 趣旨

この指針は、行政手続法第5条の趣旨に基づき、消防法に規定する危険物の許認可事務に係る審査や指導等を統一的かつ適切に実施するため、必要となる事項や標準処理期間等の基準を定め、円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 凡例

1 基準法令等

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）
- (3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）
- (4) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）
- (5) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）
- (6) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「危告示」という。）
- (7) 宇都宮市火災予防条例（昭和37年3月宇都宮市条例第4号。以下「条例」という。）
- (8) 宇都宮市火災予防条例施行規則（昭和37年6月規則第35号。以下「条例規則」という。）
- (9) 宇都宮市危険物の規制に関する施行規則（昭和41年規則第2号。以下「市危則」という。）
- (10) 宇都宮市消防危険物事務処理要綱（昭和49年4月。以下「要綱」という。）

2 関連法令等

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (5) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- (6) ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- (7) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
- (8) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）
- (9) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）
- (10) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）

3 凡例等

(1) 用語の意義

第2, 1に掲げる基準法令等及び2(1), (2)に掲げる関連法令等の例による。

(2) 表記

ア 本市指導事項については、当該部分又は文末に「●」と記載する。

イ 日本産業規格については、以下「JIS」と記載する。

第3 目次

第1章	総則	1-1-1
第2章	事務手続きに関する審査基準	
第1節	申請に関する基準	
第1	危険物規制に関する事務処理の基本フロー	2-1-1
第2	標準事務処理期間	2-1-2
第3	申請の区分	2-1-3
	資料 2-1-1, 2	
第2節	許可に関する基準	
第1	製造所等の設置・変更許可申請に関する事項	2-2-1
第2	変更許可申請書に添付する書類等	2-2-10
第3	設置・変更許可申請書の記入方法	2-2-11
第4	構造設備明細書の記入方法	2-2-16
第5	添付図書の様式に関する事項	2-2-33
第6	その他添付書類等	2-2-34
第3節	承認に関する基準	
第1	製造所等の仮使用承認申請に関する事項	2-3-1
第2	危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に関する事項	2-3-7
	資料 2-3-1, 2	
第4節	検査に関する基準	
第1	製造所等の完成検査前検査申請に関する事項	2-4-1
第2	製造所等の完成検査申請に関する事項	2-4-4
第5節	保安に関する基準	
第1	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請に関する事項	2-5-1
第2	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長承認申請に関する事項	2-5-4
第3	特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長承認申請等に関する事項	2-5-6

第 4	休止を要件にした地下貯蔵タンク，二重殻タンク及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請に関する事項	2-5-7
第 6 節	認可に関する基準	
第 1	予防規程制定・変更認可申請に関する事項	2-6-1
第 2	単独荷卸しに関する事項	2-6-11
第 3	ドライコンテナによる貯蔵の場合 資料 2-6-1	2-6-12
第 7 節	届出等に関する基準	
第 1	完成検査済証再交付申請に関する事項	2-7-1
第 2	製造所等の譲渡引渡届出に関する事項	2-7-1
第 3	危険物の品名，数量又は指定数量の倍数変更届出に関する事項	2-7-2
第 4	製造所等の用途廃止の届出に関する事項	2-7-2
第 5	危険物保安統括管理者の選任・解任届出に関する事項	2-7-3
第 6	危険物保安監督者の選任・解任届出に関する事項	2-7-3
第 7	資料提出に関する事項	2-7-5
第 8	製造所等の使用の休止の届出に関する事項 資料 2-7-1	2-7-5
第 8 節	特例に関する基準	
第 1	危険物の規制に関する政令第 2 3 条（特例）に関する事務処理	2-8-1
第 2	特例の適用	2-8-1
第 3 章 位置，構造及び設備の技術上の審査基準		
第 1 節	技術基準の通則	
第 1	共通事項	3-1-1
第 2	面積・階等の取扱い	3-1-2
第 3	建築基準法との関係	3-1-8
第 4	タンクの内容積の計算方法	3-1-10
第 5	配管及び配管に接続される設備の規制範囲 資料 3-1-1～3	3-1-15
第 2 節	製造所	
第 1	区分と規制範囲	3-2-1
第 2	製造所の技術上の基準	3-2-2
第 3	高引火点危険物を取り扱う製造所の技術上の基準	3-2-20
第 4	アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等を取り扱う製造所の技術上の基準	3-2-21

第5	ヒドロキシルアミン等を取り扱う製造所の技術上の基準 資料 3-2-1	3-2-21
第3節	屋内貯蔵所	
第1	区分と規制範囲	3-3-1
第2	平屋建の屋内貯蔵所の技術上の基準	3-3-1
第3	多用途を有する建築物に設置する屋内貯蔵所の技術上の基準	3-3-4
第4	ドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合	3-3-4
第5	危険物以外の物品を貯蔵する場合	3-3-5
第6	リチウムイオン蓄電池の貯蔵, 又は取扱い 資料 3-3-1	3-3-5
第4節	屋外タンク貯蔵所	
第1	区分と規制範囲	3-4-1
第2	屋外タンク貯蔵所の技術上の基準 資料 3-4-1~5	3-4-1
第5節	屋内タンク貯蔵所	
第1	区分と規制範囲	3-5-1
第2	平屋建の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所の技術上の基準	3-5-1
第3	平屋建以外の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所の技術上の基準	3-5-2
第6節	地下タンク貯蔵所	
第1	区分と規制範囲	3-6-1
第2	一重殻タンクを設置する地下タンク貯蔵所の技術上の基準	3-6-1
第3	二重殻タンクを設置する地下タンク貯蔵所の技術上の基準	3-6-6
第4	一重殻タンクを危険物の漏れ防止構造により設置する地下タンク 貯蔵所の技術上の基準 資料 3-6-1~9	3-6-15
第7節	簡易タンク貯蔵所	
第1	区分と規制範囲	3-7-1
第2	技術基準等	3-7-1
第8節	移動タンク貯蔵所	
第1	区分と規制範囲	3-8-1
第2	移動タンク貯蔵所の種類	3-8-1
第3	タンクの内容積, 空間容積	3-8-2
第4	移動タンク貯蔵所の技術上の基準	3-8-3
第5	積載式移動タンク貯蔵所の技術上の基準	3-8-40
第6	給油タンク車及び給油ホース車の技術上の基準	3-8-45
第7	I MDGコード型移動タンク貯蔵所の技術上の基準	3-8-52

第 9 節	屋外貯蔵所	
第 1	区分と規制範囲	3-9-1
第 2	屋外貯蔵所の技術上の基準	3-9-1
第 3	ドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合	3-9-2
第 10 節	給油取扱所	
第 1	区分と規制範囲	3-10-1
第 2	屋外営業用給油取扱所の技術上の基準	3-10-2
第 3	屋内営業用給油取扱所の技術上の基準	3-10-35
第 4	航空機給油取扱所の技術上の基準	3-10-44
第 5	鉄道給油取扱所の技術上の基準	3-10-46
第 6	圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準	3-10-47
第 7	圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の位置，構造及び設備の 技術上の基準	3-10-47
第 8	自家用給油取扱所の技術上の基準	3-10-47
第 9	工事現場等の屋外自家用給油取扱所の技術上の基準	3-10-48
第 10	メタノール等の給油取扱所の技術上の基準	3-10-49
第 11	エタノール等の給油取扱所の技術上の基準	3-10-49
第 12	顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の技術上の基準	3-10-49
第 13	給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合に おける技術上の基準	3-10-59
	資料 3-10-1～6	
第 11 節	販売取扱所	
第 1	区分と規制範囲	3-11-1
第 2	第一種販売取扱所の技術上の基準	3-11-1
第 3	第二種販売取扱所の技術上の基準	3-11-2
第 12 節	移送取扱所	
第 1	区分と規制範囲	3-12-1
第 2	移送取扱所に該当しないもの	3-12-1
第 3	移送取扱所の範囲	3-12-2
第 4	移送取扱所の技術上の基準	3-12-3
第 13 節	一般取扱所	
第 1	区分と規制範囲	3-13-1
第 2	特例の一般取扱所の技術上の基準	3-13-2
第 3	特殊な形態の一般取扱所	3-13-18
第 4	複数の取扱形態を有する一般取扱所	3-13-19
第 5	高引火点危険物を取り扱う一般取扱所の技術上の基準	3-13-23

第 6	アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等を取り扱う 一般取扱所の技術上の基準	3-13-23
第 7	ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の技術上の基準 資料 3-13-1～3	3-13-23
第 1 4 節 消火設備		
第 1	消火設備の設置区分及び設置基準	3-14-1
第 2	設置上の共通事項等	3-14-3
第 3	第 4 種及び第 5 種消火設備	3-14-5
第 4	屋内消火栓設備の基準	3-14-7
第 5	屋外消火栓設備の基準	3-14-8
第 6	スプリンクラー設備の基準	3-14-9
第 7	水蒸気消火設備の基準	3-14-10
第 8	水噴霧消火設備の基準	3-14-11
第 9	泡消火設備の基準	3-14-11
第 1 0	不活性ガス消火設備の基準	3-14-12
第 1 1	ハロゲン化物消火設備の基準	3-14-13
第 1 2	粉末消火設備の基準	3-14-13
第 1 3	代替消火設備としてのガス系消火設備についての留意事項 資料 3-14-1	3-14-17
第 1 5 節	警報設備	3-15-1
第 1 6 節	避難設備	3-16-1
第 4 章 運搬, 移送に関する審査基準		
第 1 節	運搬に関する基準	
第 1	運搬容器の基準	4-1-1
第 2	積載方法	4-1-3
第 3	運搬方法	4-1-5
第 2 節	移送に関する基準	4-2-1

附 則

この指針は、令和5年4月1日から運用する。(内容現在 令和4年10月1日)

なお、本指針の運用の際、既に存する施設等の規制、指導については、法令改正による場合を除き、従前の例によることができる。

附 則

この指針は、令和6年2月20日から運用する。(内容現在 令和5年10月1日)